

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋民保育園の役員等の報酬・出張旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会出席報酬等)

第3条 理事長（理事長職務代理者が定款第10条第1項により理事長の職務を代理した場合における理事長職務代理者を含む。以下「理事長等」という。）及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬を支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合も、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合も、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が法人及び施設に係る業務にあたった場合も、別表1により報酬を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支

払うことができる。また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情解決第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合も、別表 1 により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第 8 条 役員、評議員が法人業務のため出張する場合は、別表 3 により及び日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 10 条 役員等は、法人職務証跡資料として作成に協力するものとする。

(改正)

第 11 条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する  
平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

